

栄村 くらしのサービスガイド



平成31年4月現在

栄村くらしのサービスガイド 目次

この冊子は、子育てサービス・高齢者サービス・福祉サービスに関する情報をまとめたものです。

詳細については、各担当課（連絡先）へご相談ください。

子育てサービス

妊娠までと妊娠から

- ・不妊治療費等助成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・妊娠届・母子健康手帳の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・マタニティ事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

子どもが産まれたら

- ・出生届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・子どもの予防接種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・子どもの健診・子育ての相談等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

子育てへのサポート事業

- ・新生児聴覚検査費用補助、チャイルドシート購入補助、児童手当等・・・・・・・・ 3
- ・児童扶養手当、福祉医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

保育園に関する手続き・サービス等

- ・入園に関すること、一時預かり保育、延長保育等・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

小学校～大学に関する手続き・サービス等

- ・入学祝い金、通学補助、奨学資金、就学援助、学童クラブ・・・・・・・・・・・・ 6

村民を支える保健・福祉サービス

高齢者を支える保健・福祉サービス等

- ・配食サービス、地域見守りサービス、緊急通報装置等・・・・・・・・・・・・ 7
- ・老人共同住宅、老人長期入院見舞金等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

その他の保健・福祉サービス等

- ・雪害対策、道踏み支援、福祉車両貸与、資金貸付等・・・・・・・・・・・・ 9
- ・ボランティア活動、高齢者交流会、予防接種・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

介護予防・介護サービス

65歳を迎えたら

- ・基本チェックリスト、要介護認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- ・一般介護予防事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- ・介護予防・日常生活支援総合事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- ・介護予防サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- ・介護サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

健康づくりサービス

各種健（検）診に関すること

- ・子どもの健診・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- ・がん検診、各種検診・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- ・若年健診、特定健診、後期高齢者健診・・・・・・・・・・・・・・ 18
- ・人間ドック補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

各種相談

- ・子育て相談、健康相談、権利擁護相談、高齢者の困りごと相談・・・・・・・・ 19
- ・心配ごと相談、心とからだの健康相談、結婚相談・・・・・・・・・・・・・・ 20

関係機関連絡先

栄村役場 代表	0269-87-3111
民生課 住民福祉係	0269-87-3114
民生課 健康支援係	0269-87-3020
地域包括支援センター（民生課内）	0269-87-3301
教育委員会事務局	0269-87-3118
栄村診療所（内科）	0269-87-3306
栄村診療所（歯科）	0269-87-3211
北信保育園	0269-87-3070
栄村社会福祉協議会	0269-87-3450
高齢者総合福祉センター（デイサービス）	0269-87-3410
秋山 生きがいセンター	025-761-5008

子育てサービス

妊娠までと妊娠から・・・



◆不妊治療費等助成事業

不妊・不育症の治療の経済的負担を軽減するため不妊治療等に係る費用の助成を行っています。

助成対象者の条件 ①法律上の婚姻夫婦 ②村内に引き続き住所を1年以上有する者

③医療保険に加入していること ④村税等の滞納がないこと

助成対象経費 不妊・不育症の治療に要する「医療保険適用外医療費」の1/2以内の額。

(不妊治療：年間30万円を限度、不育症治療：年間20万円を限度)

ただし、長野県不妊治療費の助成を受けることができる場合はその助成額を除きます。

【申請に必要な書類等】 申請書等は役場の担当課にあります。

①申請書 ②医師証明書 ③医療費等証明書 ④領収書

申請書を受け取ってから、医療機関で②・③の書類について記入をしてもらい、提出してください。

※申請をする前に、必ず保健師もしくは担当課に申請方法等を確認してください。

◆妊娠届・母子健康手帳の交付

妊娠された方は、早めに医師の診察を受けて役場に「妊娠届」を出しましょう！

妊娠届の提出の際に、以下のような手続きを行います。

- ・母子健康手帳の交付
- ・妊婦一般健康診査受診票の交付
- ・産婦一般健康診査受診票の交付

【申請に必要な書類等】

- ①妊娠届
- ②本人確認書類（運転免許証等）



母子健康手帳と妊婦一般健康診査受診票は、初回の妊婦健診から使用します。

交付時、保健師との面談を行います。30分程度かかりますのでお時間に余裕を持ってお越しください。

※県外の医療機関で妊婦健診を受診される方については、別途申請があります。

他市町村から転入された方は、受診票の差し替えが必要になるので担当課までお問い合わせください。

◆妊婦対象マタニティ事業

妊娠、出産、育児についての知識と理解を深めて安心して出産を迎え、健やかに育てるための教室です。妊婦さん同士の情報交換や仲間づくりの場にもなります。

事業名	内容
マタニティクッキング	妊娠中に必要な栄養や気を付けたい病気等についてお話しします。
プレパパママセミナー	赤ちゃんのお世話（お風呂の入れ方、オムツ等）や産後の事業について情報提供します。



その他、マタニティアロマやベビーマッサージなどの教室もあります。対象の方には、随時ご案内しますのでぜひご参加ください。

【担当】 民生課 健康支援係 電話：0269-87-3020

子どもが生まれたら・・・



◆出生届

赤ちゃんが生まれた日を含め 14 日以内に、以下の書類を持参のうえ役場窓口で手続きが必要です。

【申請に必要な書類等】

- ①出生証明書 ②印鑑 ③母子健康手帳 ④健康保険証 ⑤預金通帳

【担当】 民生課 住民福祉係 電話：0269-87-3114

◆子どもの予防接種

乳幼児期（2 歳頃まで）の予防接種については、新生児訪問および 2 か月児訪問の際にご説明します。予防接種の詳細については、担当課及び栄村診療所（内科）までお問い合わせください。

《予防接種の接種方法》

- ①事前に栄村診療所へ予約の電話をし、接種日と接種したいワクチン名を伝える。
- ②接種当日は母子健康手帳と接種を希望する予診票をもって受診する。



◆子どもの健診・子育ての相談等

赤ちゃんの健やかな成長を育むために以下の事業を行っています。また、育児に関してお困りの際は保健師や栄養士等の専門職が訪問や面談等でいつでも相談に応じます。

サービス名	対象者	概要
新生児訪問	新生児	計測や子育ての困りごとに応じます。授乳（母乳）に関する相談や赤ちゃんのお世話全般のお話を聞きます。産婦向けの事業もありますので詳しくは担当課（保健師）までお問い合わせください。
2 か月児訪問	2 か月頃の児	
子育て相談日	子育て中の方	子育てによる様々な相談（離乳食や予防接種等）に応じます。
乳児健診	4・7・10 か月の児	身長・体重等の計測や発達等の確認、医師による診察（内科）、育児相談があります。
離乳食教室	4 か月頃の児	離乳食を始める前に、進め方や調理方法等について学ぶための教室です。
離乳食フォロー教室	9～10 か月頃の児	離乳食を始めてからの心配ごとの相談に応じます。栄養士が、食べる機能の発達状態の確認や調理方法等のアドバイスをします。
幼児健診	1 歳・1 歳 6 か月・ 2 歳・3 歳・4 歳の児	身長・体重等の計測や発達等の確認、医師による診察（内科・歯科）、育児相談があります。
フッ素塗布事業	2 歳・3 歳の児	対象者は年 2 回フッ素塗布を無料で受けることができます。フッ素塗布実施医療機関：栄村診療所（歯科）
3 歳児 目の健診	3 歳児	視能訓練士による機械を用いた健診です。弱視や乱視等の早期発見につながります。

※日程や時間等の詳細は、「子育てカレンダー」をお配りしますのでご確認ください。

【担当】 民生課 健康支援係 電話：0269-87-3020
栄村診療所（内科） 電話：0269-87-3306
栄村診療所（歯科） 電話：0269-87-3211



◆新生児聴覚検査費用補助

対象者：聴覚検査を受けた新生児の保護者

内容：聴覚障がい早期発見・早期治療のために検査を受けた家庭に対し、1人1回まで補助金の交付を行います。(5,000円を上限)

申請書は妊娠届の際に事前に渡します。転入等でお持ちでない方は担当課までお問い合わせください。

連絡先：民生課 健康支援係

電話 0269-87-3020

◆子育て家庭優待パスポート

対象者：18歳未満(18歳に達する年度の3月まで)の子ども、または妊婦がいるご家庭

内容：県内の店舗で買い物時等に割引など各種サービスをうけることができます。

連絡先：民生課 住民福祉係

電話 0269-87-3114

◆チャイルドシート購入に関する補助金

対象者：6歳未満の幼児の保護者

(申請は幼児1人につき1回のみ)

内容：チャイルドシートの購入金額の1/2を補助します。(10,000円を上限)

申請用紙は役場にあります。購入した金額がわかる領収書などを添付して申請してください。

連絡先：民生課 住民福祉係

電話 0269-87-3114

◆にぎやか祝い金

対象者：第3子以降の新生児が産まれた者で、栄村に住民票があり、居住実態がある保護者

内容：支給する金額

第3子 200,000円 第4子 300,000円 第5子 400,000円

連絡先：民生課 住民福祉係

電話 0269-87-3114



◆児童手当

対象者：中学校卒業までの児童の保護者

内容：給付月額 3歳未満 15,000円/人

3歳以上小学校6年生まで 10,000円/人(第3子以降は+5,000円)

中学生 10,000円/人

※ただし、所得制限のかかる方は上記によらず一律 月額5,000円/人

年3回(2月・6月・10月)で4か月分がまとめて指定の口座に振り込まれます。

連絡先：民生課 住民福祉係

電話 0269-87-3114

◆児童扶養手当

対象者：父母の離婚・死亡等によって、父または母と生計を同じくしていない児童の保護者

内 容：認定請求した日の属する月の翌月分から支給されます。

各支給月の前月までの分が指定した金融機関の口座へ振り込まれます。

所得額や扶養人数により支給額が異なりますので、詳細は担当課までお問い合わせください。

連絡先：民生課 住民福祉係

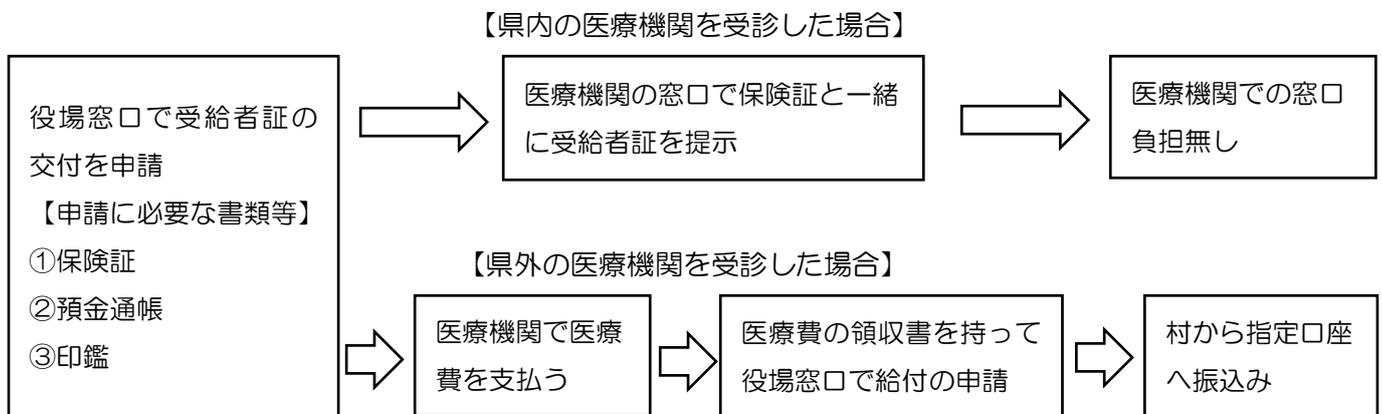
電話 0269-87-3114

◆子どもの福祉医療

対象者：0歳から18歳までの児童

(期間の満了は18歳になる年の年度末まで)

内 容：サービス利用の流れ



※保険適用外の医療費については対象外となります。

連絡先：民生課 住民福祉係

電話 0269-87-3114

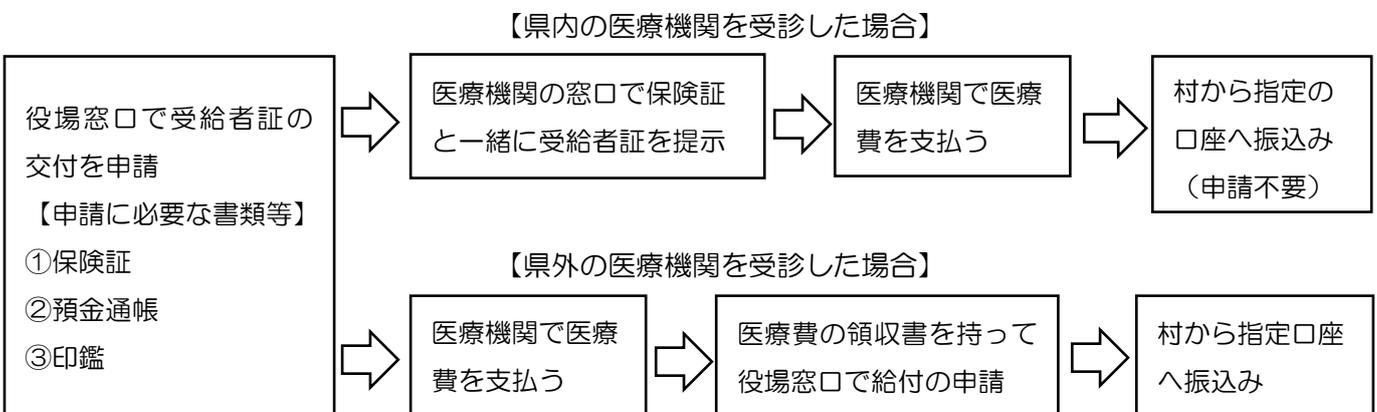


子育てサービス

◆ひとり親世帯の福祉医療

対象者：母子・父子家庭で18歳未満の児童を扶養している方

内 容：サービス利用の流れ



※保険適用外の医療費については対象外となります。

連絡先：民生課 住民福祉係

電話 0269-87-3114



◆入園に関すること

保護者が就労等により、日中に乳幼児の保育ができないと認められる場合には、村内の乳幼児をお預かりしています。入園の申し込みは例年秋ごろに受け付けています。入所にあたっての詳しいご相談は教育委員会事務局または保育園までお問い合わせください。

◆一時預かり保育

対象者：生後 6 か月以上の乳幼児

内 容：保護者の疾病、仕事、冠婚葬祭等で一時的に保育が必要な場合に利用できます。

料 金：有料（詳細は、教育委員会事務局へお問い合わせください。）

◆延長保育

内 容：保育園に通園しているお子さんは、延長保育を利用できます。

料 金：有料（詳細は、教育委員会事務局へお問い合わせください。）

◆保育園の開放

入園前の親子の遊びの場や情報交換の場として、毎月第 2、第 4 火曜日を開放しています。また、季節の行事の際にも参加できます。

◆園長による子育て相談

子育てに関する悩みや不安解消に向け相談を随時受けつけます。



【担当】 教育委員会事務局 電話：0269-87-3118
北信保育園 電話：0269-87-3070

小学校～大学に関する手続き・サービス等・・・



◆入学祝い金

対象者：村内に住所があり、村内の小学校へ入学した児童

内 容：小学校入学時に 100,000 円を支給します。

※「(旧制度) 出産祝い金」を受給した児童は対象外となります。

連絡先：民生課 住民福祉係

電話 0269-87-3114

◆通学補助

対象者：高校等に通学する生徒

内 容：通学費または下宿費等に対して年間 96,000 円を上限に要した 1/2 を補助します。

申請期限：通学費の購入日及び下宿費等の支払い日から 1 か月以内

連絡先：民生課 住民福祉係

電話 0269-87-3114



◆栄村奨学資金に関する制度

対象者：経済的な理由により高校・専門学校・大学等への進学が困難と認められる生徒

内 容：進学に係る奨学資金を貸与する制度です。貸与条件や金額等について詳しくお知りになりたい方は教育委員会事務局までお問い合わせください。

貸与期間：貸与年度から在学校の最短修学年限の終期まで

償還方法：貸与終了後 1 年間据え置き、10 年以内で返還を行います。(貸与期間で返還年数を決定します)

連絡先：教育委員会事務局 子ども教育係

電話 0269-87-3118

子育てサービス

◆就学援助制度

対象者：経済的な理由により就学が困難と認められる児童及び生徒がいる家庭

内 容：学用品費、給食費、修学旅行費等の援助を行います。支給対象者および援助の内容につきましては、各家庭の事情により異なりますので、詳しくは教育委員会事務局までお問い合わせください。

申請方法については、年度当初に学校から配布された申請用紙を、在籍している小中学校又は教育委員会事務局へ提出してください。

連絡先：教育委員会事務局 子ども教育係

電話 0269-87-3118



◆学童クラブ

対象者：下校後において、就労等の事情により保護者が不在となる小学校 1 年生から 6 年生の児童

場 所：横倉農村広場学童施設（冬期間は栄小学校 2 階ミーティングルームにて開所予定）

時 間：栄小学校下校時から午後 6 時まで（土曜日、日曜日、祝祭日は除く）

※登校日以外の開所時間は、午前 8 時 00 分から午後 6 時 00 分まで

利用料：登校日利用 100 円 休校日利用 200 円（4 時間未満の利用であれば 100 円）

※利用料上限 2,000 円（1 ヶ月あたり）

その他：利用を希望する場合は事前に教育委員会事務局へ利用申請が必要です。

連絡先：教育委員会事務局 子ども教育係

電話 0269-87-3118



村民を支える保健・福祉サービス

高齢者を支える保健・福祉サービス等・・・



◆配食サービス

対象者：概ね 65 歳以上の方

内 容：障がいや病気等の理由により調理が困難な方や、栄養状態に心配のある方に食事をお届けするサービスです。

利用料：1 食 300 円

連絡先：民生課 健康支援係

電話 0269-87-3301



◆自立者ホームヘルプ

対象者：概ね 65 歳以上の方

内 容：ケガや病気等の理由で、一時的に日常生活援助サービスが必要になった方へサービスを提供します。

利用料：所得に応じてサービス利用料の 1～3 割を負担

連絡先：民生課 健康支援係

電話 0269-87-3301

◆地域見守りサービス

対象者：高齢者のみで構成されている世帯

内 容：地域見守り支援員が週 1 回以上自宅に伺い、安否確認を行います。

利用料：無料

連絡先：民生課 健康支援係

電話 0269-87-3301



◆緊急通報装置貸与

対象者：概ね 65 歳以上の方

内 容：ひとり暮らし等の理由から緊急時への不安の解消を目的に、緊急通報装置の貸与を行います。

緊急通報装置はボタンを押すと通報先へ連絡がいく仕組みになっています。

利用料：無料

連絡先：民生課 健康支援係

電話 0269-87-3301

◆安心登録カード

対象者：概ね 75 歳以上の方

内 容：緊急時の連絡先やかかりつけのお医者さん等の情報を記載できる「安心登録カード」を配布します。専用の容器に入れ冷蔵庫に保管することで、緊急時に救急隊等が本人の医療情報や連絡先を把握することができます。

連絡先：栄村社会福祉協議会

電話 0269-87-3450



◆老人共同住宅

対象者：概ね 65 歳以上の方

内 容：高齢等の理由により独立して生活することに不安がある場合、一定の要件を満たせば高齢者総合福祉センター内の老人共同住宅へ入居できます。

利用料：所得に応じて計算します。

連絡先：民生課 健康支援係
電話 0269-87-3301

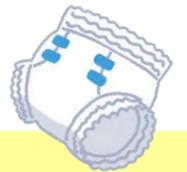
◆老人等オムツ購入費補助金

対象者：寝たきりの高齢者を在宅で介護されている方

内 容：オムツを購入する際に利用できる1ヶ月5,000円分の補助券を発行します。

購入の際に利用すると1割は自己負担となりますが、9割は補助券の金額範囲で補助されます。

連絡先：民生課 健康支援係
電話 0269-87-3301



◆老人長期入院見舞金

対象者：①70歳以上の方

②65歳以上で障がい認定を受けている方

内 容：連続して20日以上入院した場合に、1日あたり500円を支給します。

支給の上限は1年あたり180日です。

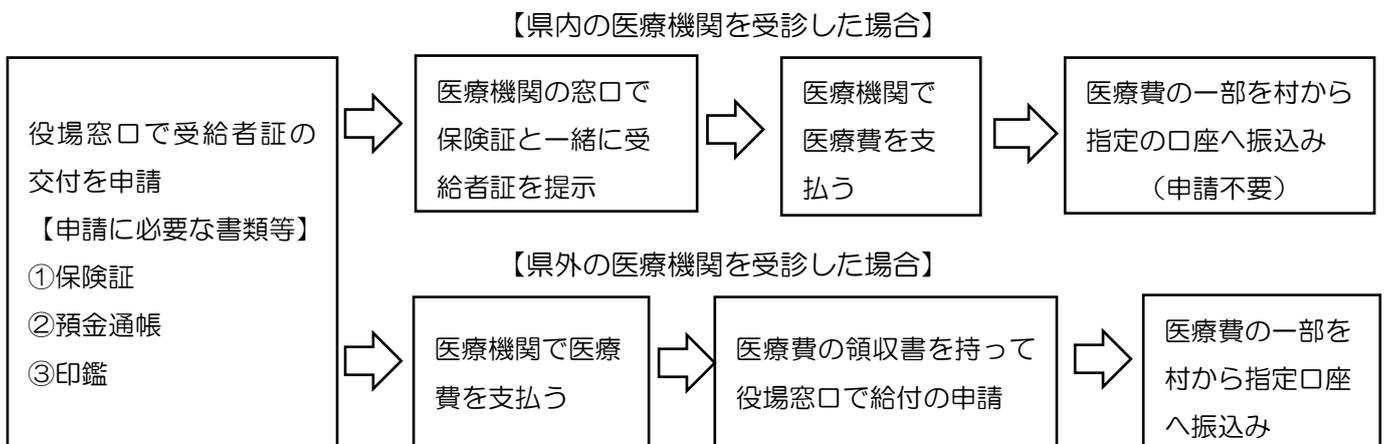
連絡先：民生課 住民福祉係
電話 0269-87-3114



◆福祉医療費給付金

対象者：68・69歳の方

内 容：サービス利用の流れ



※保険適用外の医療費については対象外となります。

連絡先：民生課 住民福祉係
電話 0269-87-3114

その他の保健・福祉サービス等・・・

◆雪害対策救助員派遣事業

対象者：高齢者世帯、障がい者世帯、母子世帯等で自力での除雪が困難な世帯
内 容：降雪期に、必要に応じて雪害対策救助員を派遣し、住居及び物置等の除排雪を行います。
利用料：救助員 1 名あたり 1 時間 1,750 円
（村民税非課税世帯の住居の除排雪は無料）
連絡先：民生課 住民福祉係
電話 0269-87-3114



◆道踏み支援事業

対象者：高齢及び障がい等の理由により、自力による道踏みが困難な世帯
内 容：支援員が自宅の玄関から、除雪の行われている道路までの道付けを行います。
利用料：無料
連絡先：民生課 住民福祉係
電話 0269-87-3114

◆福祉車両貸出

対象者：福祉車両の利用をしたい方
内 容：車イス利用者の移動手段として福祉車両が必要な場合に、村で所有する車両を貸し出します。
利用料：無料（燃料代は自己負担です）
連絡先：民生課 健康支援係
電話 0269-87-3301

◆日常生活自立支援事業

対象者：障がいや病気等により判断能力が不十分な方
内 容：福祉サービスを利用するにあたっての援助や手続き等を行います。また、契約手続や通帳の管理等も行います。
利用料：1 回の訪問につき 1,000 円程度
（生活保護受給者や契約前の相談は無料）
連絡先：栄村社会福祉協議会
電話 0269-87-3450

◆家庭介護者慰労金

対象者：在宅で要介護 3 以上、またはそれに相当する方を介護されている方
内 容：月に 15 日以上在宅で介護をされている方に 1 ヶ月あたり 7,500 円を支給します。
連絡先：民生課 健康支援係
電話 0269-87-3301



◆生活福祉資金貸付事業

対象者：①低所得者世帯 ②障がい者世帯 ③高齢者世帯
以上のいずれかの世帯に属する原則 65 歳未満の者で世帯主（生計中心者）を借受人とします。
内 容：資金貸付と必要な相談・支援により、その世帯の経済的自立や社会参加の促進を図ります。
連絡先：栄村社会福祉協議会
電話 0269-87-3450

◆栄村くらしの資金貸付事業

対象者：①低所得者世帯 ②障がい者世帯 ③高齢者世帯

内 容：社会福祉を増進させ、安定した生活を送っていただく目的で資金の貸付を行います。
入院療養や家屋補修等の目的に応じて30万～50万円を借りることが出来ます。

連絡先：栄村社会福祉協議会

電話 0269-87-3450



◆ボランティア活動へのサポート

対象者：ボランティア活動を希望する方

内 容：ボランティア活動希望者の活動保険への加入手続きや、ボランティアを必要とする方とのマッチング・情報の提供や活動のコーディネートを行います。

連絡先：栄村社会福祉協議会

電話 0269-87-3450

◆高齢者交流会

対象者：70歳以上のひとり暮らし、または高齢者2人暮らしの方

内 容：村長・役場職員・保健師・社協理事等との懇談により、日頃の困りごとや悩みごとについて相談や要望ができます。他の地域の高齢者と昼食を交えての交流の機会にもなります。
年に1回、秋ごろの開催を予定しています。

参加費：1,000円

連絡先：栄村社会福祉協議会

電話 0269-87-3450



◆インフルエンザ予防接種の補助金

対象者：①65歳以上の方

②0歳から高校生の方

内 容：インフルエンザの接種料金の一部を補助します。

制度の詳細については担当課までお問い合わせください。

連絡先：民生課 健康支援係

電話 0269-87-3020



◆高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種

対象者：65歳以上の方

内 容：肺炎球菌による肺炎の重症度と死亡リスクを軽減させるための予防接種です。

60歳以上65歳未満の者で、持病等や障がいの程度によっては対象に該当する場合がありますのでご相談ください。これまでに1回以上接種した方は、定期接種として受けることができません。

接種の詳細については、担当課までお問い合わせください。

連絡先：民生課 健康支援係

電話 0269-87-3020

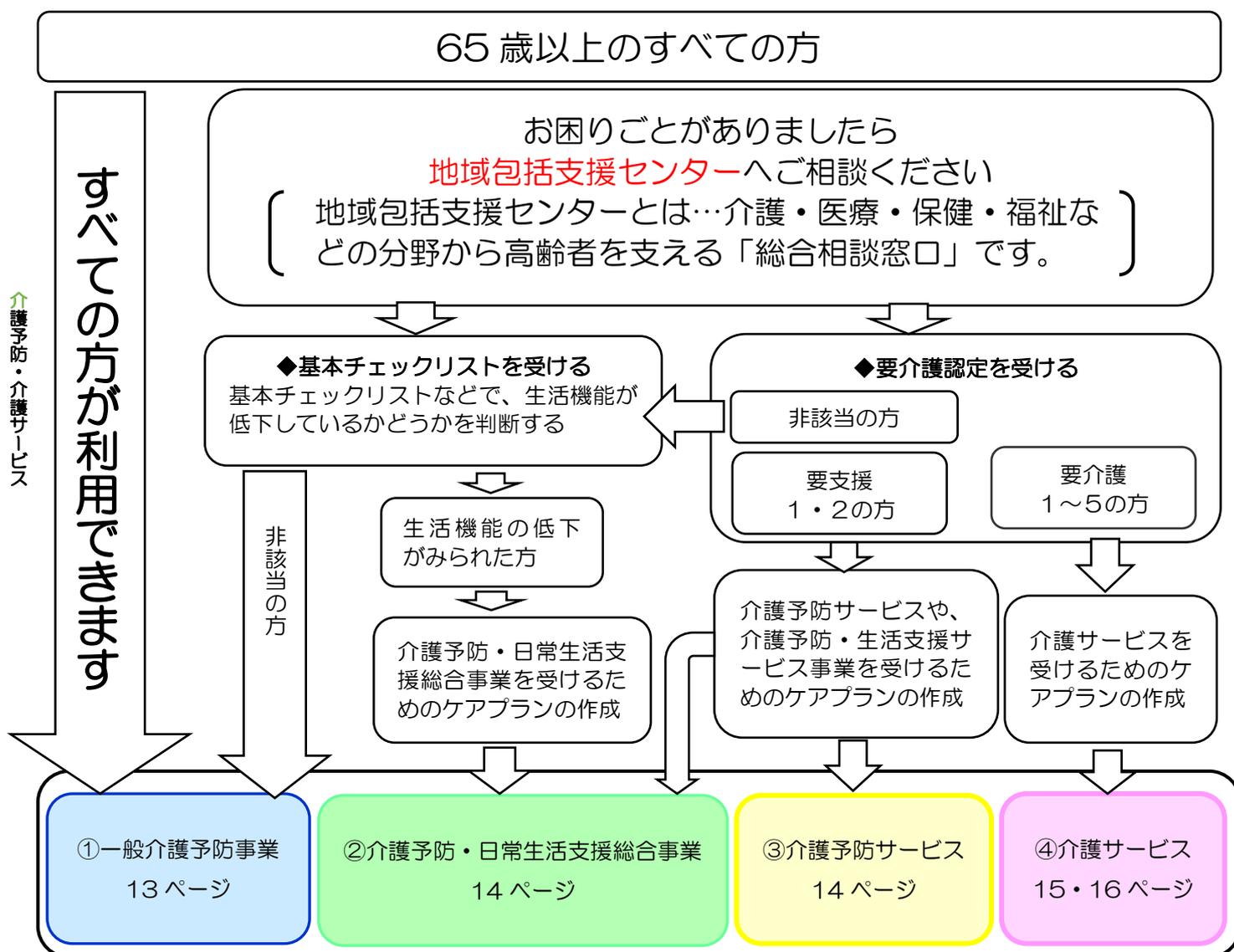


介護予防・介護サービス

65歳を迎えたら・・・

介護保険サービスを利用するには、まず本人の状態を知る必要があります。介護保険サービスは日常生活上で困難となった動作（排泄や入浴等）を介助し、その人が自分らしく生活できるよう手助けをするサービスです。また、介護を必要としない体づくりを行う介護予防サービス等もあります。

介護サービスの利用までの流れは以下のとおりです。介護や高齢者福祉については栄村地域包括支援センターがいつでも相談に応じます。



◆基本チェックリストを受ける

簡単な質問に答えるだけで今の自分の状態を確認できます。

65歳以上のすべてのの方に3年に1度実施しますが、栄村地域包括支援センターでは随時受け付けています。

基本チェックリストを実際にやってみましょう！

【基本チェックリスト】

質問項目					
1	デマンドバスや電車で1人で外出していますか	9	この1年間に転んだことがありますか	17	昨年と比べて外に出る回数が減っていますか
2	日用品の買物をしていますか	10	転倒に対する不安は大きいですか	18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると云われますか
3	預貯金の出し入れをしていますか	11	6ヵ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか
4	友人の家を訪ねていますか	12	身長 cm 体重 kg	20	今日が何月何日かわからない時がありますか
5	家族や友人の相談にのっていますか	13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	14	お茶や汁物等でむせることがありますか	22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	15	口の渇きが気になりますか	23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる
8	15分位続けて歩いていますか	16	週に1回以上は外に出ていますか	24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない
				25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする

◆要介護認定を受ける

①要介護認定の申請

- ・本人または家族が、栄村役場の民生課健康支援係で申請をします。
- ・事前相談や申請に関する相談は栄村地域包括支援センターで行います。



②本人の状態を調査

- ・職員が認定を受けようとする本人の自宅等を訪問し、心身の状態や日頃の様子などを聴き取ります。



③審査・判定を行う

- ・主治医意見書と②で調査した内容等をもとに介護認定審査会（北信広域連合内）が審査・判定を行います。



④要介護の認定

- ・③の判定結果をもとに市町村が介護度の認定を行います。
- ・申請から約1ヶ月以内に認定結果通知書と介護保険証を送付します。



- ・認定結果に納得できない場合は、民生課健康支援係にご相談ください。
- ・要介護認定には有効期限があります。終了前に更新の手続きをお忘れなく。

【担当】 地域包括支援センター 電話：0269-87-3301
 民生課 健康支援係 電話：0269-87-3301

①一般介護予防事業

元気な時期からの介護予防がとても大切です。

村で行っている、誰でも参加できる介護予防事業に参加しましょう！

☆健康アップ出張講座

依頼に応じて保健師や栄養士等が各地区に訪問し、健康についての講座を行います。
地区の集会や老人クラブ活動等で健康に関して勉強してみませんか？

参加費：無料

依頼先：民生課 健康支援係

電話 0269-87-3020



☆お達者会

各地区の公民館を使って介護予防運動や認知症予防脳トレをします。トレーニング終了後には、お菓子やお茶を飲みながらの交流会も行っています。

送 迎：有り

参加費：300円

開催時期：各地区月1回程度

詳しい日程等についてはチラシを配布します。



☆元気アップ教室

歩くことを通して、介護が必要のない体づくりを行います。村内のウォーキングコースを歩くことで介護予防だけでなくあなたの知らない栄村の景色が発見できるかも！

送 迎：なし

参加費：300円

開催時期：6月～3月までに全5回程度

詳しい日程等についてはチラシを配布します。



☆いきいきサロン

栄村高齢者総合福祉センターにおいて体操とレクリエーションを組み合わせた介護予防を行います。
昼食をはさむ場合には昼食作りも行います。

送 迎：有り

参加費：300円（昼食がある場合は別途料金）

開催時期：詳細な内容については、栄村社会福祉協議会からチラシが配布されます。



②介護予防・日常生活支援総合事業

要支援 1・2 の方、または基本チェックリストで介護予防・日常生活支援総合事業の該当者となった方が利用できるサービス

訪問型サービス

身体介護や生活援助等の訪問サービスを行います。

通所型サービス

事業所に通い、運動やレクリエーション等を行います。



③介護予防サービス

要支援 1・2 の方が利用できるサービス

自宅で利用するサービス	その他のサービス
・介護予防訪問入浴介護 浴槽を積んだ入浴車で介護予防を目的とした入浴サービスを行います。	・介護予防特定施設入居者生活介護 有料老人ホーム等の入所者が、介護予防を目的とした介護や療養上の世話を受けます。
・介護予防訪問看護 看護師等が介護予防を目的とした療養上のお世話等を行います。	・介護予防福祉用具貸与 費用の一部を負担して福祉用具が借りられます。 ※借りることが出来ないものもあります。
・介護予防訪問リハビリテーション 理学療法士等の専門職が介護予防を目的としたリハビリテーション等を行います。	・介護予防住宅改修費 介護予防を目的とした住宅の改修を費用の一部を負担して実施できます。
・介護予防居宅療養管理指導 医師・歯科医師・薬剤師等が介護予防を目的に家庭を訪問し療養上の管理や指導、助言等を行うサービスです。	・特定介護予防福祉用具購入 排泄や入浴等の、貸与になじまない福祉用具費用の一部を負担して購入できます。 ※都道府県等の指定を受けている事業者から購入した場合に限ります。

介護予防・介護サービス

施設に通ったり、宿泊して利用するサービス

・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護	・介護予防通所リハビリテーション
短期間施設等に入所して、介護予防を目的とした介護や看護を受けます。	医療機関や介護老人保健施設等に通い、介護予防を目的としたリハビリテーション等を受けます。

地域密着型介護予防サービス

・介護予防認知症対応型通所介護	・介護予防小規模多機能型居宅介護	・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
認知症高齢者がデイサービス等に通い、介護予防を目的とした介護や機能訓練等を受けます。	訪問・通所・短期入所サービスを組み合わせて、介護予防を目的とした介護や機能訓練等を行います。	認知症の高齢者が共同で生活する住居において、介護予防を目的とした介護や機能訓練等を行います。 ※要支援 1 の方は利用できません。

④介護サービス



要介護 1～5の方が利用できるサービス

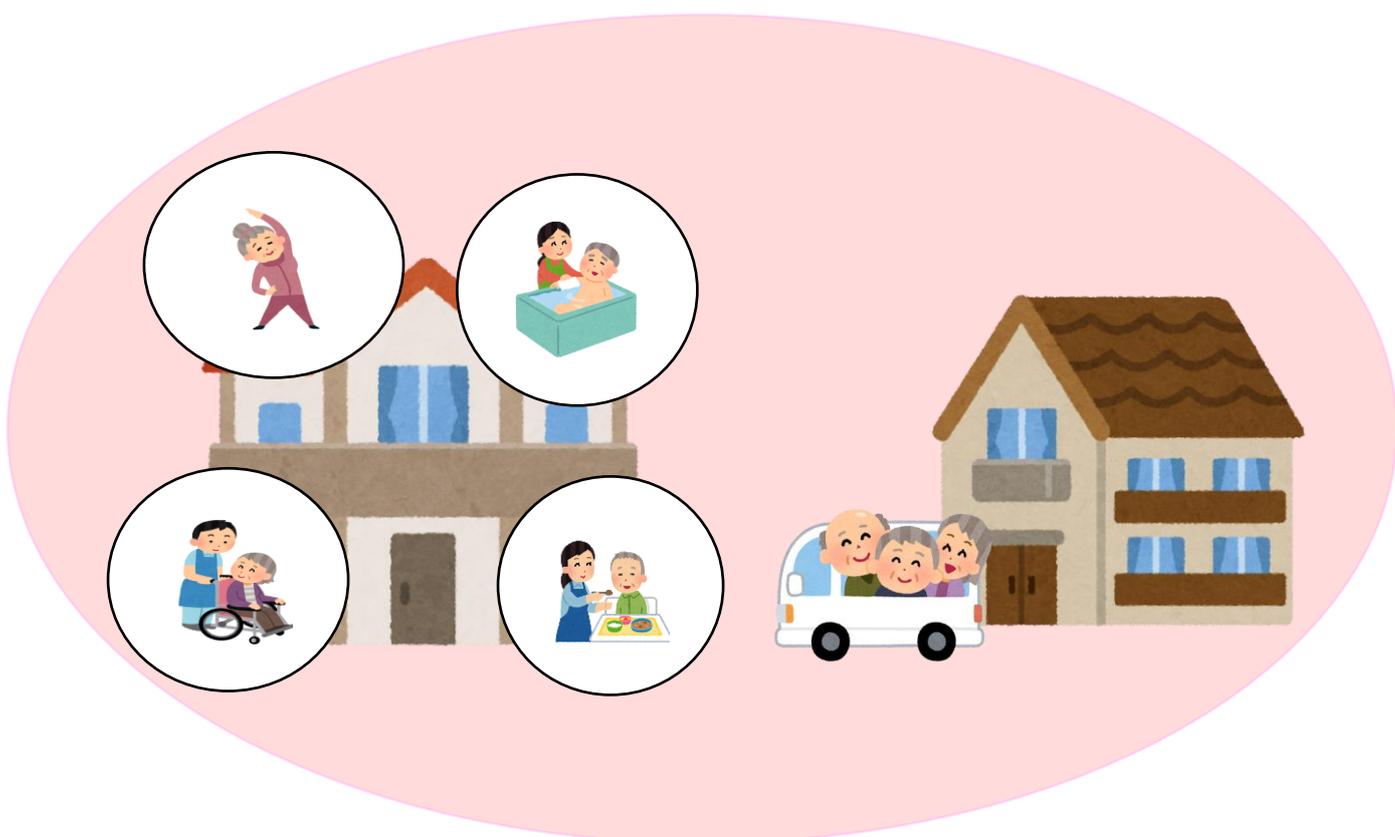
自宅で利用するサービス		その他のサービス	
・訪問介護 訪問介護員等が身体介護や生活援助を行います。		・特定施設入所者生活介護 有料老人ホーム等の入所者が、日常生活上の介護や機能訓練を受けます。	
・訪問入浴介護 浴槽を積んだ入浴車等で入浴サービスを行います。		・福祉用具貸与 費用の一部を負担して福祉用具が借りられます。 ※要介護 1 の方は借りることが出来ないものもあります。	
・訪問リハビリテーション 理学療法士等の専門職がリハビリテーション等を行います。		・特定福祉用具購入 排泄や入浴等の貸与になじまない福祉用具費用の一部を負担して購入できます。 ※都道府県等の指定を受けている事業者から購入した場合に限ります。	
・訪問看護 看護師等が療養上のお世話等を行います。		・住宅改修費の支給 住宅の小規模な改修を費用の一部を負担して実施できます。	
・居宅療養管理指導 医師・歯科医師・薬剤師等が家庭を訪問し療養上の管理や指導等を行うサービスです。			
施設に通ったり、宿泊して利用するサービス			
・通所介護（デイサービス） デイサービスセンター等に通い、食事・入浴・その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練等を行います。		・通所リハビリテーション 医療機関や介護老人保健施設等に通い、リハビリテーション等を行います。	
・短期入所療養介護（医療型ショートステイ） ・短期入所生活介護（ショートステイ）			
短期間施設等に入所して、介護予防を目的とした介護や看護等を行います。			

施設サービス

・介護老人保健施設 入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設です。利用者の状態に合わせて日常生活上の介護などを併せて受けることができます。	・介護老人福祉施設 常に介護が必要で自宅での生活が難しい方のための施設です。身体介護、機能訓練、療養上の世話等が受けられます。小規模で運営される地域密着型介護老人福祉施設もあります。
・介護療養型医療施設 長期療養が必要な方のために、介護職員が手厚く配置された医療機関（施設）です。自宅での療養生活は難しい方が入所して、医療サービス、身体介護、リハビリテーション等を受けることができます。	・介護医療院 要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供するのに加えて生活の場を提供する施設です。

地 域 密 着 型 サ ー ビ ス

認知症対応型通所介護	夜間対応型訪問介護	小規模多機能型居宅介護
認知症高齢者がデイサービスセンター等に通い、食事・入浴・その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練等を受けます。	夜間に介護員が自宅に訪問し、身体介護等を行います。	住み慣れた家でできるだけ長く過ごせるように、通所を中心に泊まりと訪問介護を月額定額利用料で一体的に受けられます。
地域密着型特定施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活（グループホーム）	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
有料老人ホーム等の入所者が、身体介護や療養上の世話を受けます。	認知症の高齢者が共同で生活する住居において、身体介護や機能訓練等を行います。	小規模な特別養護老人ホームに入所している方に対して日常生活上の介護や療育上の世話をを行います。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型通所介護
日中・夜間を通じて1日に複数回の定期的な訪問や、通報による対応で介護と看護の連携したサービスを行います。	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、1つの事業所からサービスを受けられます。	小規模な通所介護施設に通い、入浴や食事の提供、日常生活上の介護等を受けます。



【担当】 地域包括支援センター 電話：0269-87-3301
 民生課 健康支援係 電話：0269-87-3301

健康づくりサービス

各種健（検）診に関すること・・・



◆子どもの健診

日程については、子育てカレンダーをご確認ください。該当月の方には事前にご通知いたします。

種類	対象者	内容
乳児健診	4 か月・7 か月・10 か月の児	身体計測・問診・内科診察 育児相談（保健・栄養）
幼児健診	1 歳・1 歳 6 か月・2 歳・3 歳・4 歳の児	身体計測・問診・診察（内科・歯科） 育児相談（保健・栄養）
幼児対象 目の健診	3 歳児	視能訓練士による機器を用いた目の健診

◆がん検診・各種検診

毎年 3 月頃に、翌年度の各種健（検）診申込書を全戸配布します。申込者には事前に日時や会場を記載した受診券を配布します。

検診名	対象者(年度年齢)	検診内容(留意事項等)
胃がん検診	35 歳以上の方	バリウムを飲み胃のレントゲン撮影 ・胃の手術を受けた方・治療中の方は医療機関での受診をお願いします。
大腸がん検診	40 歳以上の方	検便（便潜血反応検査）を 2 日分提出する
前立腺がん検診	50 歳以上の方	血液検査
結核検診 （レントゲン検査）	65 歳以上の方	胸部のレントゲン撮影
肺がん検診 （らせん CT 検査）	40 歳以上の方	完全予約制
乳がん 検診	超音波検診	30 歳以上の女性
	マンモグラフィ	40 歳以上の女性
子宮がん検診	20 歳以上の女性	検診車での子宮頸部細胞診 ▼20 歳の方にはクーポン券を発行します。
肝炎ウイルス検査	40 歳以上で検査を受けたことのない方	血液検査（C 型肝炎と B 型肝炎） 過去に検査をしたことのある方で検診を希望される方は担当課までご相談ください。
骨検診（無料受診）	40 歳～70 歳の女性 （5 歳刻み）	骨密度測定 ▼対象者の方には無料受診券を配布します。
歯科・歯周病検診 （無料受診）	20 歳～70 歳までの方 （5 歳刻み）	歯科歯周病健診 ▼対象者の方には栄村歯科診療所で使用できる無料受診クーポン券を配布します

◆若年健診・特定健診・後期高齢者健診

健診名	対象者	健診内容
若年健診	20歳～39歳の方	身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、医師の診察、心電図検査 ※医師が必要と認めた場合、眼底検査
特定健診	40歳～74歳の国保加入者	
後期高齢者健診	75歳以上の方	

◆村の集団健診を受けたら

受診後、1か月～2か月後に保健師、栄養士等の専門職から個別に健診結果の説明と生活習慣の改善のアドバイスをさせていただきます。自分の健康状態は健診を1年に1回受けることで確認していきましょう。健康相談はいつでも受け付けています。お気軽に担当課までお問い合わせください。

◆村の集団健診以外に特定健診を受診する方法

①人間ドック

→希望する医療機関に直接予約をし、受診してください。国保加入者及び後期高齢者については健診結果を提出していただくことで、補助金が出ます。(詳細は以下に記載の人間ドック補助金を参照)

②県内の集合契約を結んでいる医療機関での受診

→村で発行する受診券を持参のうえ、希望する医療機関に直接予約をし、受診してください。自己負担額については、村の集団健診での費用と同額になります。(詳細は全戸に配布する「栄村各種健(検)診について」をご覧ください。)

◆国保加入者および後期高齢者医療保険加入者の人間ドック補助金

対象者：国保加入者・後期高齢者医療保険加入者

内 容：補助金が対象となる人間ドックの種別と補助率は表のとおりです。

種別	補助率
1泊2日人間ドック	受診料の50%、25,000円を上限
日帰りドック	受診料の50%、20,000円を上限
脳ドック	受診料の50%、20,000円を上限

その他：補助金の交付は年度内に1回となります。受診後できるだけ早く(おおむね30日以内)に申請手続きを済ませてください。

【申請に必要な書類】

①人間ドックの受診結果 ②検診料がわかる領収書 ③保険証 ④印鑑 ⑤預金通帳

※国保以外の他保険加入の方は、各保険者に確認し、受診してください。

【担当】 民生課 健康支援係 電話：0269-87-3020

各種相談

◆子育て相談

対象者：子育て中の方

概要：保健師が子育てに関する様々な相談（離乳食や予防接種等）に応じます。

予約の必要ありません。お気軽にお越しください！

料金：無料

会場：栄村診療所 2階 集団検診室

日時：別途子育てカレンダーを配布するのでそちらをご覧ください。

連絡先：民生課 健康支援係

電話 0269-87-3020



◆健康相談

対象者：村内在住の全村民

概要：健康に関する情報が欲しい・健診結果について助言が欲しい等の健康に関するどんな事でも構いませんのでお気軽にご相談ください。保健師・栄養士・看護師が相談に応じます。

料金：無料

連絡先：民生課 健康支援係

電話 0269-87-3020

各種
相談

◆権利擁護相談会

対象者：村内在住の全村民

概要：権利擁護とは、自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の権利を守ることやニーズ表明を支援し代弁することです。

権利擁護や成年後見制度等に関する相談を受け付けています。

料金：無料

会場：栄村役場 会議研修室

日時：年間6回 偶数月に開催

※相談会の開催については告知放送等でお知らせします。

連絡先：民生課 健康支援係

電話 0269-87-3301

◆高齢者の困りごと相談

対象者：高齢者及び高齢者福祉等でお困りの方

概要：栄村役場民生課内に設置されている地域包括支援センターで、高齢者に関する様々な相談に応じます。地域包括支援センターには保健師・介護支援専門員を配置し、介護・医療・保健・福祉などの分野から高齢者を支える「総合相談窓口」となっています。

料金：無料

連絡先：民生課 健康支援係内 地域包括支援センター

電話 0269-87-3301



◆心配ごと相談会

対象者：村内在住の全村民

概要：日常生活上の心配ごと・悩みごとについて、民生委員を相談員とした相談会を開催します。
相談会以外でも栄村社会福祉協議会では相談をいつでも受け付けています。

料金：無料

会場：森地区ボランティア活動センター（旧医師住宅）
秋山支所（とねんぼ）

開催時期：年間6回 奇数月に開催（うち1回は秋山）
※相談会の開催については告知放送等でお知らせします。

連絡先：栄村社会福祉協議会
電話 0269-87-3450

◆心とからだの健康相談

対象者：村内在住の全村民

概要：精神科の医師による不眠等の精神症状や健康状態のチェック、家族・周囲の方の対応の仕方などに対する心とからだの健康相談会を行っています。
相談は予約制となっています。お気軽にお問い合わせください。

料金：無料

会場：栄村役場 会議室

開催時期：年間3回
※相談会の開催については告知放送等でお知らせします。

連絡先：民生課 健康支援係
電話 0269-87-3020



各種
相談

◆結婚相談・支援

対象者：村内在住の未婚の方

概要：結婚を希望されるご本人または、そのご家族に対して、結婚実現に向けた相談を受け付けています。
また、イベントの企画・運営や情報提供を行っています。
県が運営する県内結婚希望者の出会いの機会を創出する「ながの結婚マッチングシステム」を導入しており、栄村社会福祉協議会を通じて登録いただくと、県内の登録者とのマッチングが出来ます。

料金：相談無料

（各種イベント参加費等は自己負担となります）

連絡先：栄村社会福祉協議会
電話 0269-87-3450

関係機関連絡先

栄村役場（代表）	0269-87-3111
民生課 住民福祉係	0269-87-3114
民生課 健康支援係 （保健師、栄養士）	0269-87-3020
地域包括支援センター （ケアマネージャー、保健師）	0269-87-3301
教育委員会事務局	0269-87-3118
栄村診療所（内科）	0269-87-3306
栄村診療所（歯科）	0269-87-3211
北信保育園	0269-87-3070
栄村社会福祉協議会	0269-87-3450
高齢者総合福祉センター （デイサービス）	0269-87-3410
秋山生きがいセンター	025-761-5008